

要 請 項 目

石油コンビナート地域の強靱化について

【内閣府・総務省・経済産業省・国土交通省・厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 地震被害想定等を踏まえ、消防法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法等の技術基準について妥当性の検証等を行い、耐災害性の向上や防災体制の強化を図ること。
- 2 事業者が実施する液状化・津波対策、護岸改修等の支援の継続と拡充に取り組むとともに、年度当初の事業執行でも活用できるように柔軟な制度運用を図ること。
- 3 経年劣化した施設の維持管理技術の開発や施設改修への支援の取組、また、保安人材育成の支援の取組を進めること。

■ 要請の背景

- 首都直下地震の被害想定においては、東京湾沿岸におけるコンビナート施設にて内容物等の流出約60施設、破損等約730施設の被害が想定されており、周辺地域への影響に加え、首都圏全体の市民生活や経済活動への多大な影響も懸念されることから、想定される地震の発生頻度や切迫性に応じた取組が必要です。
- 国においては、東日本大震災や地震被害想定調査結果等を踏まえ、危険物施設等の技術基準の見直しや検証の実施とともに、災害時のエネルギー安定供給の観点から石油出荷設備等の強化や民有護岸の耐震改修に対する支援、加えて、IoT等を導入した産業保安の支援など、強靱化に向けた取組や人材育成の取組が必要です。
- 石油コンビナート地域における強靱化は、国、自治体及び事業者が役割に応じた取組が必要となりますので、国においては防災・減災対策の公的な支援の必要性、あり方について検討するとともに、実効ある対策を推進することが必要です。

■ 効果等

- 防災力、耐災害性の向上による首都圏の市民生活及び経済活動への影響の軽減
- 災害時におけるエネルギーの安定供給と速やかな復旧・復興

(石油コンビナート地域の強靱化について)

石油コンビナート地域を含む川崎臨海部の現状

- ・ 2,700の事業所が立地・71,000人が就業
- ・ 石油精製、鉄鋼、化学、電力、ガス等の多様な産業が集積しており、エネルギー産業が集まった日本を代表する石油コンビナート地区であり、本市のみならず、首都圏全体の市民生活や経済活動を支えている大変重要な地域。
- ・ 立地企業は多くの危険物を取り扱っていることから一定の災害対策を講じているものの、大規模災害時には周辺地域への影響に加え、市民生活や経済活動への多大な影響が生じる恐れがある。

＜東京湾沿岸における首都直下地震の被害想定＞

内容物の流出 約60施設

破損等 約730施設

甚大な被害

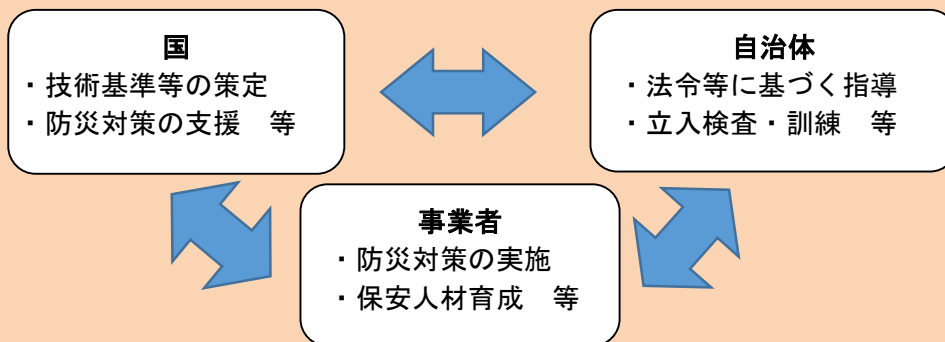
防災対策が
必要

首都直下地震対策、国土強靱化に基づく取組

川崎市では、以下の計画を策定

臨海部で想定される主な災害の未然防止と拡大防止を目的とした「川崎市臨海部防災対策計画」
強靱化に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため「かわさき強靱化計画」

国、自治体、事業者が役割に応じ、連携して、
防災対策に取り組むことが必要



取組を推進する
ために

国は首都直下地震の被害想定等を踏まえ、

- ・ 法令等に基づく技術基準の妥当性の検証や必要に応じた見直し
- ・ 事業者の行う防災対策を支援する補助制度等の継続、弾力化
- ・ I o T等による維持管理技術の開発・活用の促進や施設改修への継続支援
- ・ 事業者が行う保安人材育成への継続支援

が必要

外国人材の受入れ・共生のための施策の充実について

【総務省・法務省】

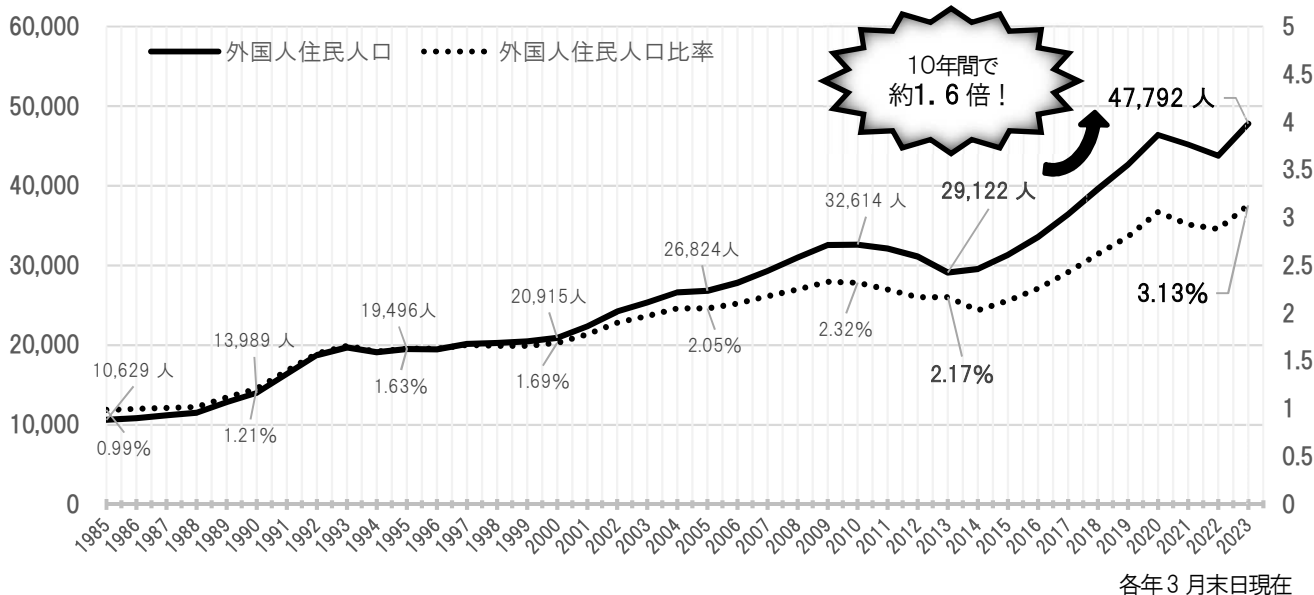
■ 要請事項

- 1 外国人との共生社会の実現に向けた基本となる法律を整備すること。
- 2 地方自治体が外国人の支援ニーズにきめ細かく即応できるよう、財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 現在、川崎市には140を超える国・地域からなる約47,000人の外国人が生活しています。その数は、コロナ禍の影響があったものの10年間で約1.6倍に増加し、外国人住民人口・人口比率は過去最高となり、今後もさらに増加が見込まれる中、多様な言語・文化的背景を持つ外国人が地域で安心して生活できるよう、支援ニーズにきめ細かく即応する必要があります。
- また、外国人との共生社会の実現に向けた取組は将来にわたる国全体の課題であるものの、現在では法的な位置付けがないまま、地方自治体独自の取組として実施されており、財政状況や支援に対する専門的な知見の有無などによって違いが生じています。
- 国と地方の役割と責任を明確にし、国と地方が一体となって共生社会の実現に向けた取組を推進するため、基本となる法律を整備することにより、共生に関わる各主体が連携を図りながら効果的に取組を進めることや、国全体として必要な取組を地域の実状に応じてきめ細かく実施することができます。
- 本市では、外国人の支援ニーズにきめ細かく即応するため、様々な取組を実施していますが、その中でも独自の取組や、財政措置があっても上限額や交付率などが定められている取組については大きな負担となっています。将来にわたり共生社会の実現に向けた取組を着実かつ持続的に実施していくことができるよう、自治体が地域の実情に応じて柔軟に活用することができる財政支援メニューや、外国人人口の規模に応じた弾力的な財政措置などが必要です。

■ 川崎市の外国人人口・人口比率の推移



■ 外国人相談件数の推移

年度	H29(2017)	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)
相談件数 (件)	1,784	1,558	1,702	2,895	2,976	3,314

5年間で
約1.8倍！

■ 川崎市の取組例

多文化共生社会推進指針	外国人市民代表者会議	外国人市民意識実態調査
広報資料の多言語化	やさしい日本語ガイドライン	外国人市民情報コーナー
SNSによる情報発信	外国人相談窓口	区役所総合案内の多言語化
通訳サービス・音声翻訳機の活用	ボランティアの育成	外国人介護人材の受入れ
居住支援	日本語指導が必要な児童生徒	識字・日本語学習活動

法的な位置付けがなく、
自治体により取組に差異

共生社会の実現に向けて

○ 国と地方の役割と責任を明確化、一体となった取組を推進するため

➡ 共生社会を推進する法律の整備が必要

○ 取組の着実かつ持続的な実施のため

➡ 支援ニーズにきめ細かく即応できる財政措置が必要

物価高騰を踏まえた福祉施設等への支援について

【内閣府・こども家庭庁・厚生労働省】

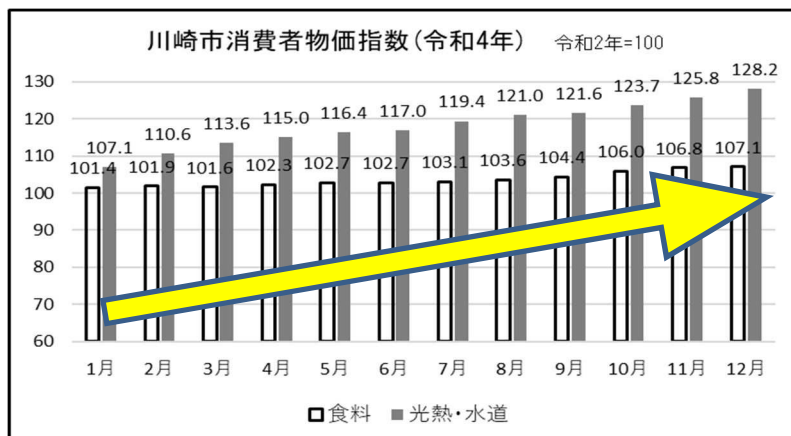
■ 要請事項

エネルギー価格等の物価高騰の影響が長期化する中、事業者が安定してサービスを提供することができるように、また利用者が大きな負担を抱えることなくサービスを受けることができるように、必要な財政措置を行うこと。

■ 要請の背景

- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による助成対象となっているように、福祉施設等の事業者等は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応に追われる中で、令和3年度以降のエネルギー価格等の物価高騰により、光熱費支払いの負担が増加するなど、特に大きな影響を受けています。
- 事業所のサービス提供に対する公定価格は、国で定められたものであり、物価の高騰が、すぐに単価に反映されるものではありません。
- 本市では、令和4年度において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、福祉施設等物価高騰対策事業を実施しました。また国においては、令和5（2023）年3月に、電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を7,000億円増額し、地域の実情に応じたきめ細やかな支援を一層強化することが示されたところですが、エネルギー価格等の高騰の収束が見通せない状況であるため、原油価格・物価高騰分を公定価格に的確に反映させる必要があります。
- 福祉施設における施設整備事業においては、近年の建築工事費上昇により事業者の負担が著しく増加し、入札不調や工事遅延を生じる原因になっており、適正な施設整備費補助金を確保し、安定的に計画に沿った施設整備の推進を図るため、施設整備費補助の拡充が必要です。

■ 物価高騰の影響



食料、光熱水費等の値上がりが続き、利用者及び事業者の負担が増額

- 値上がり分の全てを転嫁し居住費・食費を値上げした場合、利用者の負担が増加。
- 値上がり分の一部を転嫁し居住費・食費を値上げした場合、事業者と利用者の負担が増加。
- 値上がり分を転嫁しない場合、事業者の負担が増加。

各施設・事業所への物価高騰対応として補助金を支給

- 令和4年度支援実績 計 18.4 億円 ※事業所からの申請額ベース
- 高齢者施設等 12.8 億円 (申請施設数: 1,780)
 - 障害者施設等 3.2 億円 (申請施設数: 1,071) ※保護施設 (申請施設数: 1) 含む。
 - 保育所等 2.4 億円 (申請施設数: 681)

利用者、事業者の負担を今後も継続して軽減するため、
臨時的な交付金の対応ではなく、適時に公定価格を改定すること

- 物価高騰に伴い、建築工事費も上昇。事業者の負担が著しく上昇。

【参考】建設費に係る指数の比較

団体名	R 3. 9	R 5. 4	差	上昇率	平均
経済調査会	143.6	163.0	19.4	13.51%	14.5%
建築物価調査会	122.8	142.5	19.7	16.04%	

※令和4年度予算策定時と令和5年4月における建築指数の増加率は14.5%

○本市の状況

令和2年度以降、施設建設に要する工事金額が上昇しており、入札不調や工事遅延を生じる原因になっている。

○本市の対策

事業者による建築仕様の見直しによる自助努力も限界を超えており、安定的な施設開所のため、令和5年度予算について、14.5%相当分補助単価を引き上げて対応している。【影響額4.3億円】

例：民間保育所増改築事業 建築工事費補助単価を310千円/㎡⇒355千円/㎡に変更
 特別養護老人ホーム整備補助単価を3,550千円/1床⇒4,064千円/1床に増額

建築資材の高騰を的確に補助単価・補助率に反映し、
施設整備補助の拡充を行うこと

この要請文の担当課／

健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 TEL 044-200-2910
 健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 TEL 044-200-0873
 健康福祉局生活保護・自立支援室 TEL 044-200-2643

こども未来局保育・幼児教育部保育第1課 TEL 044-200-2686
 こども未来局保育・幼児教育部保育第2課 TEL 044-200-3948
 こども未来局保育・幼児教育部幼児教育担当 TEL 044-200-3794
 こども未来局保育・幼児教育部保育対策課 TEL 044-200-3630

新興感染症等対応における役割分担に応じた財政措置について

【内閣官房・総務省・厚生労働省】

■ 要請事項

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえて創設された「連携協議会」での協議の結果を踏まえて都道府県及び保健所設置市等が策定する「予防計画」が実効的に機能する仕組みを構築するため、必要かつ十分な財政措置を講じること。

■ 要請の背景

- 感染症法では、国及び地方公共団体は、感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられるように必要な措置を講ずるよう努めることとされており、原則として、積極的疫学調査、入院措置、自宅療養者の生活支援等の感染拡大防止対策は、保健所設置市の役割とされ、他方、感染症指定医療機関の指定など、広域的な観点から調整が必要となる事務等は、都道府県の役割とされています。
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法では、都道府県知事は、医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の政令で定める医療関係者に対し、その場所及び期間その他必要な事項を示して、当該患者等に対する医療を行うよう要請することができるとされています。
- 医療法では、都道府県は、県域における疾病の発生状況等に照らし、特に必要と認める医療提供体制の確保を図るための計画を定めるものとされています。
- 上記のように法制度上の権限（役割）が定められている一方で、医療提供体制の確保に係る都道府県・保健所設置市の権限、国庫支出金を含めた財政措置等について、体系立てた整理がなされていない事務が一部存在し、今般の新型コロナウイルス感染症への対応においては、県市間で認識にズレが生じ、混乱を招きました。
- 今回の感染症法一部改正により、平時・非常時における役割分担や連携の在り方の明確化を図るスキームが示されたところですが、新興感染症発生時に実効的に機能する仕組みの構築に当たっては、都道府県、保健所設置市等の各主体が担うべき役割に応じた財政的な裏付けが必要です。

■ 新興感染症等発生時における都道府県・保健所設置市等の役割分担と費用負担について

< 医療提供体制確保に係る関係法令の規定 >

感染症法	国及び地方公共団体は、感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
特措法	都道府県知事は、医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対し、その場所及び期間その他必要な事項を示して、当該患者等に対する医療を行うよう要請することができる。
医療法	都道府県は、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画を定めるものとする。

< 役割分担が不明確だったことによる県内における支障例 >

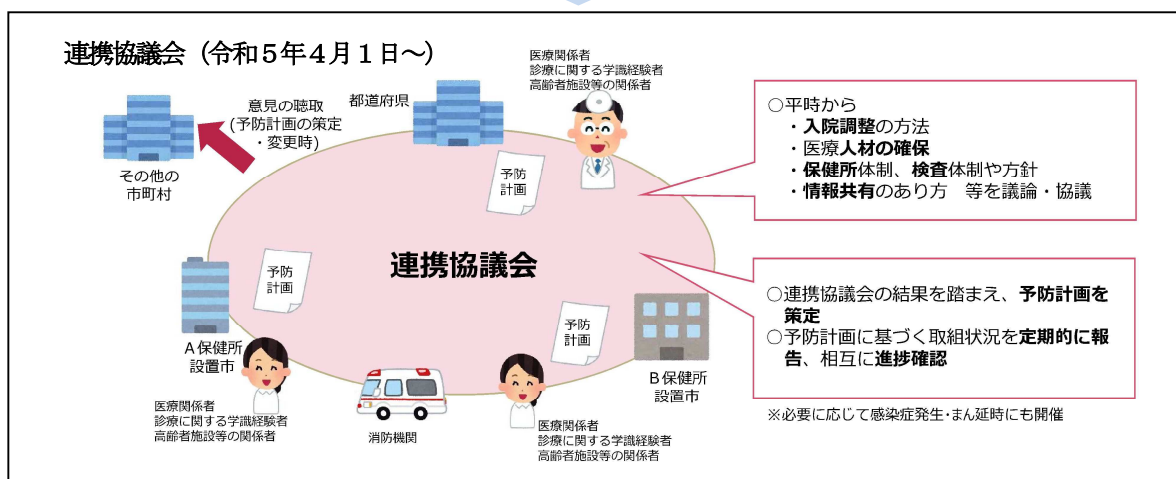
年末年始・GWにおける医療提供体制の整備について

- 県がアンケート調査を行ったところ、協力する医療機関が少ないことが判明
- ↓
- 受診できない方が発生する可能性
- ↓
- 協力金を支給し医療体制を確保することとする
- ↓
- **対応経過**
 - ・令和2年度年末年始：県が協力金を負担（緊急包括支援交付金）
 - ・令和3年度GW：県が協力金を負担（地方創生臨時交付金）
 - ・令和3年度年末年始：保健所設置市については、各市で負担（本市負担分：43,150千円）
 - ・令和4年度GW：保健所設置市については、各市で負担（本市負担分：33,385千円）
 - ・令和4年度年末年始：保健所設置市については、各市で負担（本市負担分：52,500千円）

役割分担が不明確なため
費用負担について認識に
ズレが生じ混乱を招いた

- 一方、東京都では協力金は都が全額負担し市町村負担は求めないなど、都道府県によって費用負担の考え方に差異が生じている

新型コロナ感染症対応を踏まえた感染症法改正に伴い、協議の場として「連携協議会」が創設



都道府県及び保健所設置市等「予防計画」の実行に際して、
実効的に機能する仕組みを構築するため、必要かつ十分な
財政措置を講じること

政策医療の維持にかかる支援の強化について

【総務省・厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 不採算医療である小児救急や周産期医療等の政策医療について、診療報酬及び補助金を大幅に引き上げること。
- 2 今後の新興感染症対応にかかる交付金等については、新型コロナウイルス感染症対応における課題を踏まえ、地域の実情に応じたより機動的な対応を行えるよう、指定都市に直接交付を行うとともに、対象事業を柔軟にすること。
- 3 地域医療構想における具体的対応方針の再検証要請等については、今後の新興感染症の拡大や大規模自然災害等への対応も見据えた慎重な議論を行うこと。

■ 要請の背景

- 小児救急や周産期医療等のいわゆる 5 事業や、感染症法改正により新たに追加された「新興感染症発生・まん延時における医療」等については、国民の命と健康を守るため国が政策的に主導していますが、全国一律の診療報酬体系や現在の地方財政措置では、市町村に多大な財政負担が生じています。
- 将来にわたり安定的かつ持続可能な医療提供体制を構築するため、地域医療の確保において重要となる政策医療に対する国の支援の拡充が不可欠です。
- 人口が集中する都市部では、医療需要が非常に高くかつ医療資源が集中していることから、地域の実情に応じた速やかな医療提供体制の構築が求められますが、今般の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については指定都市へ直接交付されず、対象事業も限定されていたため、適時・的確な支援に支障を来しました。
- 今般の新型コロナウイルス感染症に係る医療提供において公立・公的医療機関が果たした役割を踏まえ、具体的対応方針の再検証では、今後の新興感染症の拡大や頻発する大規模自然災害等への対応を見据えた検討が求められます。

■ 主な費用

(単位：千円)

令和 5 年度予算	総事業費	財 源
小児救急医療関係事業	497, 712	国庫補助金 16, 381、一般財源 458, 264 他
市立病院における小児救急医療経費	255, 194	医業収益 215, 846、一般会計繰入金 39, 348
周産期救急医療事業	123, 241	一般財源 123, 241
新型コロナウイルス感染症対策事業費（医療施設分）	74, 000	国庫補助金（地方創生臨時交付金） 74, 000

小児救急・周産期等の医療体制（川崎市）

初期救急医療体制

- ・休日急患診療所（内科・小児科）（7か所）
- ・小児急病センター（3か所）
- ・夜間急患センター（1か所）

二次救急医療体制

- ・病院群輪番制病院（9病院・小児科）
- ・休日二次応需病院（9病院・小児科）
- ・救急告示医療機関

三次救急医療体制・周産期母子医療センター

- ・救命救急センター
- ・総合周産期母子医療センター（1か所）
- ・地域周産期母子医療センター（2か所）

課題

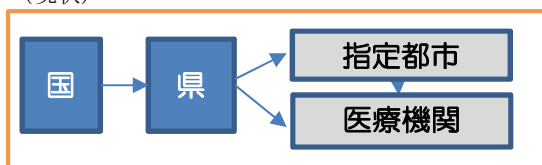
- ・小児医療・周産期医療等の不採算
- ・小児科医師、産科医師の不足
- ・実支出額と比して著しく低い補助金



- ・診療報酬を引き上げること
- ・財政措置（補助金）を拡充すること

緊急包括支援交付金（医療分）の流れ

（現状）



（イメージ）



緊急包括支援交付金（医療分）の対象

国の交付金の対象となる支援

新型コロナ患者専用の病院や病棟を設定する医療機関の病床確保等

新型コロナ疑い患者受入れのための救急・周産期・小児医療機関の院内感染防止対策

医療機関等における感染拡大防止等の支援等

対象となる事業の拡大

地域の実情に応じた本市の独自支援（令和4年度実績）

陽性患者の入院受入れ実績に応じた支援金

課題

- ・迅速かつ柔軟な医療機関支援



- ・交付金等を直接交付すること
- ・対象事業を拡大すること

公立・公的医療機関等が担うべき主な機能

- 高度急性期・急性期機能や不採算部門等の医療提供など
- 救急・小児・周産期・災害・精神などの不採算・特殊部門に関わる医療提供
- 地域の民間医療機関では限界のある高度・先進医療の提供等

+

- ★ 新興感染症への医療提供体制の中核機能、大規模自然災害等への対応

これらの役割を踏まえ、地域医療構想の具現化にあたっては慎重な議論を行う必要がある

予防接種事業の抜本的改革について

【厚生労働省】

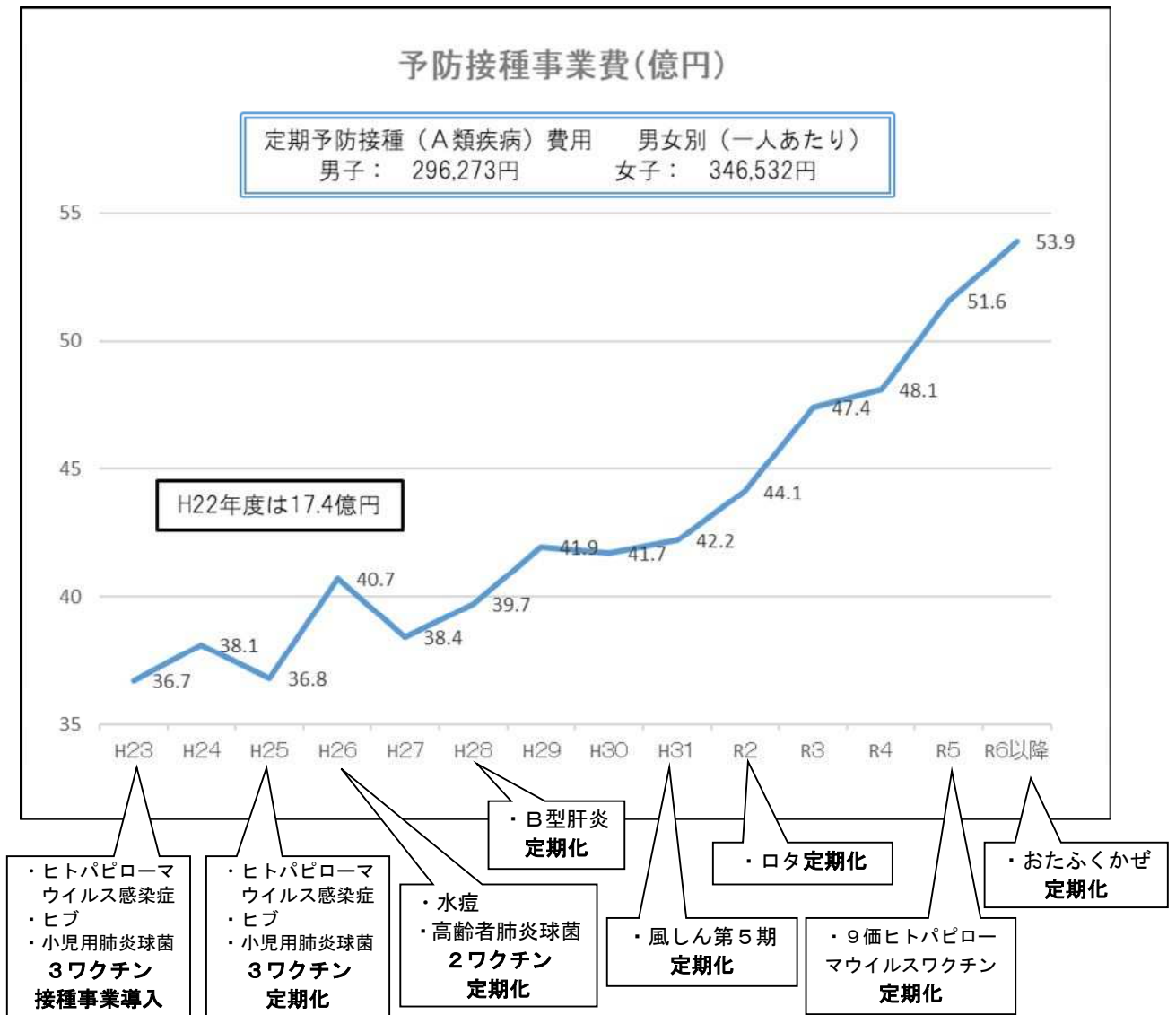
■ 要請事項

- 1 平成24（2012）年5月に厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会で示された提言に従い、任意予防接種については、早期に定期接種化すること。
- 2 定期予防接種については、国の責任において、必要とする国民すべてが等しく接種できるよう、確実な財政措置を行うこと。
- 3 特別な理由による定期予防接種の再接種については、現在、任意予防接種で行われているが、これを定期接種化にすること。

■ 要請の背景

- 平成24（2012）年に示された「予防接種制度の見直しについて（第二次提言）」において、ワクチンギャップに対応するため、必要なワクチンについては定期接種として位置付けるとされ、平成25（2013）年度以降、定期予防接種化が進んでおり、今後は、おたふくかぜの定期接種化についても検討されています。任意予防接種は、原則、全額自己負担となることを踏まえ、早期に定期化する必要があります。
- 予防接種法に基づき実施されている定期予防接種は、A類は事業費の9割、B類は事業費の3割が地方交付税措置されていますが、特にA類については、本市を含め、ほとんどの自治体が全額公費負担していることを踏まえ、制度やそれに係る国と地方の財政負担について抜本的な見直しを行い、措置を拡充する必要があります。
- また、令和5年度から、ヒトパピローマウイルス感染症の定期の予防接種の実施方法として9価のヒトパピローマウイルスワクチンが追加されることから自治体の負担が拡大することが想定されています。
- 特別な理由による定期予防接種の再接種については、「予防接種による感染症の発生及びまん延の予防は公衆衛生上重要であること」「予防接種による健康被害時の救済制度が定期予防接種の方が手厚いこと」から定期接種化が望ましいと考えます。

本市における予防接種事業の財政負担



※ヒトパピローマウイルス感染症ワクチンについて、積極的接種勧奨差し控えのため、25年度以降の経費は24年度実績額による見込み。

**任意接種のおたふくかぜワクチンが定期予防接種化された場合の
本市負担額**

51.6億円 → 53.9億円

**定期予防接種の拡充と地方自治体の負担増は相互に関係しており、
予防接種事業の抜本的改革が不可欠である。**

セーフティネットの更なる充実等について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 生活保護費については、全額国庫負担とすること。
- 2 生活困窮者自立支援法に位置付けられている事業を確実に実施するため、必要な財政措置を講ずること。特に、生活困窮家庭の子どもへの学習支援事業及びホームレスの自立支援事業については、全額国庫負担とすること。

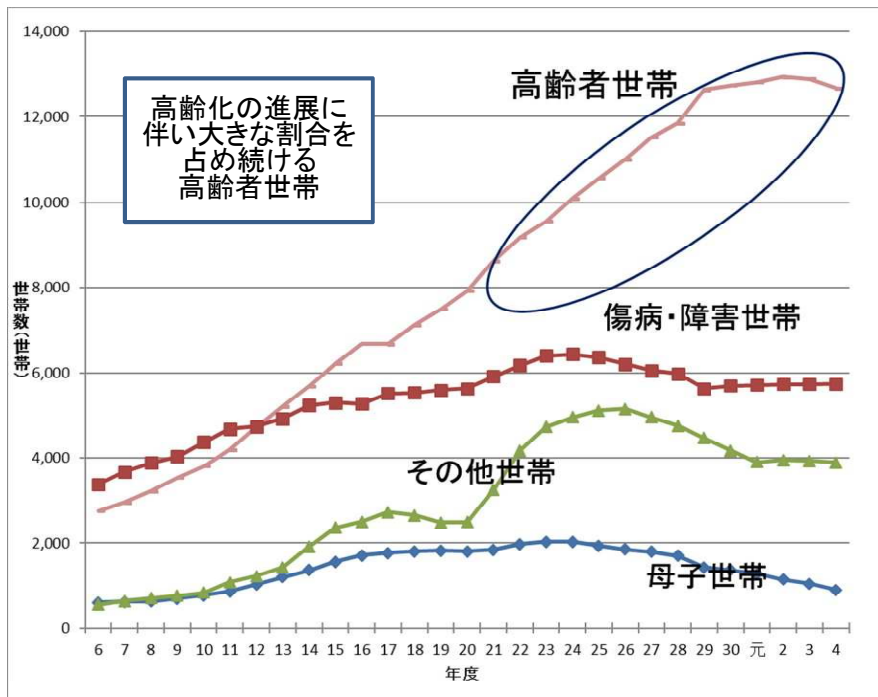
■ 要請の背景

- 生活保護制度の適正化に向け、指定都市市長会及び全国市長会を通じ、社会保障制度全般のあり方の見直しとともに、生活保護制度の抜本的な見直しを提案してきました。また、超高齢社会の進展に伴い、今後も高齢者世帯は大きな割合を占め続けることが見込まれています。生活保護制度は、憲法第25条の理念に基づき、国の責任において全国一律に実施する制度であり、国がその費用の全額を負担するべきものです。
- 生活困窮者自立支援制度は、対象者が生活保護に至る前に、早期に支援を行う第2のセーフティネットとしての役割を担っているものです。自立相談支援事業等においては、多様で複合的な課題を抱える多くの相談者により丁寧な寄り添い型支援を効果的に実施することが必要です。また、学習支援事業は、進学に向けた学習の支援だけでなく、居場所提供や生活習慣習得支援など「貧困の連鎖防止」に向けた取組として重要な役割を果たしています。ホームレスの自立支援事業については、現に施策を講じている自治体に財政負担が集中することのないよう、総合的な対策の推進が必要です。これらを勘案し、基準額の加算措置を継続した上で、平成27（2015）年の法施行以前と同様、国がその費用の全額を負担するべきものです。

■ 本市の取組

- 就労に向けた支援を要する生活保護受給者等に対し、国の補助金を積極的に活用し、多様な支援に取り組んできた結果、保護脱却を含む経済的自立に結びつけてきました。しかしながら、複合的で困難な課題を抱えた就労能力や意欲に欠ける対象者が残っており、既存メニューの見直し等による施策の強化を図る必要があります。

1 本市における生活保護受給世帯の現状



本市扶助費の推移

〔単位:億円〕

	扶助費総額	うち国負担	うち市負担
H15決算	404	295	109
H20決算	446	330	116
H25決算	586	434	152
H30決算	568	417	151
R5予算	578	428	150

生活保護制度は、国の責任において全国一律に実施する制度である

⇒ **国が費用の全額を負担すべき!**

2 生活困窮者自立支援制度にかかる国費について

- 平成26年度 ⇒ 平成27年度～令和5年度・・・制度化による国費率の削減(3/4、2/3、1/2)
(モデル事業(10/10))

(単位:千円)

市事業名 (国庫補助事業メニュー名)	補助率 負担率	令和4年度協議額		
		事業費	国負担額※	市負担額
① 生活自立・仕事相談センター事業(自立相談支援事業)	3/4	237,494	178,121	59,373
② ホームレス巡回相談事業(自立相談支援事業)	3/4	138,739	104,054	34,685
③ ホームレス自立支援センター事業【3事業合計】(自立相談支援事業)				
④ ホームレス自立支援センター事業【3事業合計】(一時生活支援事業)	2/3	232,673	155,115	77,558
⑤ 住居確保給付金事業(住居確保給付金)	3/4	195,690	146,768	48,922
⑥ 生活困窮者就労準備支援事業(就労準備支援事業)	2/3	12,281	8,187	4,094
⑦ 家計改善支援事業(家計改善支援事業)	2/3	17,105	11,403	5,702
⑧ 学習支援・居場所づくり事業(生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業)	1/2	103,664	51,832	51,832

全額国庫負担

それまでの間は、**補助率の引上げが必要!**

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金は除く。

この要請文の担当課／健康福祉局生活保護・自立支援室 TEL 044-200-2643

G I G Aスクール構想の推進について

【文部科学省】

■ 要請事項

- 1 児童生徒1人1台端末環境の維持のため、令和7年度に予定している端末の更新費用について、児童生徒及び教職員等に必要な台数全てを国庫補助の対象とするとともに、補助単価の引き上げを行うこと。また、今後の方針やスケジュール等についても早期に示すこと。
- 2 通信ネットワーク維持のため、高速インターネット回線接続費用及びネットワーク機器の維持管理に係る経費について補助対象とすること。また、少人数学級に伴う学級数の増加や特別教室での端末活用の拡大により、無線アクセスポイントの追加工事が必要となるため、国庫補助事業の事業実施期間を延長すること。
- 3 本構想は、全国一律に実施する施策であることから、地方交付税措置による対応ではなく、国の責任において、学習者用デジタル教科書、ICT支援員の増員等の経費も含め、今後発生する全ての経費について全額国庫負担とすること。

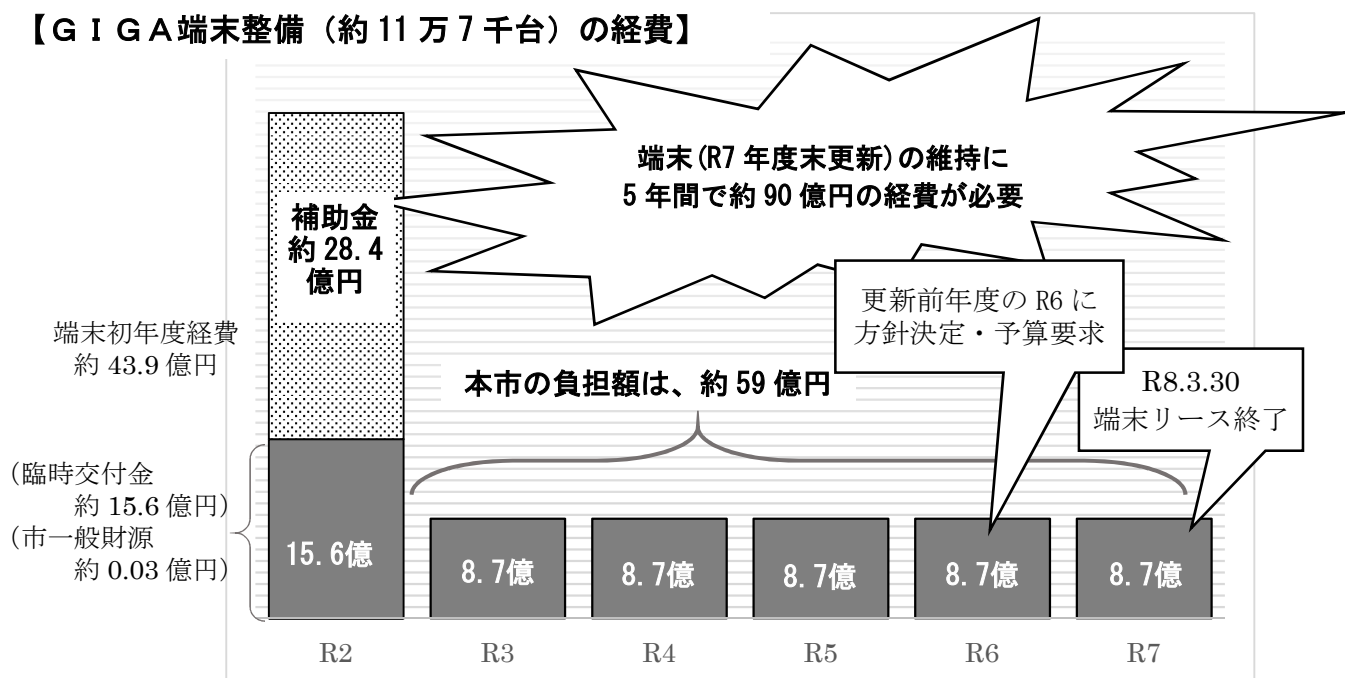
■ 要請の背景

- 令和元（2019）年12月5日に閣議決定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」において、「全学年の児童生徒一人一人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指す」とともに、「事業を実施する地方公共団体に対し、国として継続的に財源を確保し、必要な支援を講ずる」ことが示されました。
- 本市では、令和2年度に1人1台端末と校内無線ネットワーク環境を整備し、令和7年度には、端末のリース契約終了に伴い、端末の更新を予定していますが、ネットワーク環境を維持することや、約11万7千台の端末を市費で更新することは、膨大な負担となります。
- 本市では、Society5.0を見据え、子どもたちの新たな価値を創造する力の育成や、教育現場におけるICT環境の充実等に必要な財政措置を要請しており、本構想に基づく取組についても、未来を担う「人づくり」である教育活動に大きく影響を与えるものであり、大変重要であると強く認識しています。一方、将来にわたる費用負担も含め、各自治体の財政に与える影響は大変大きなものとなっております。

■ 児童生徒 1 人 1 台端末環境の維持に係る経費

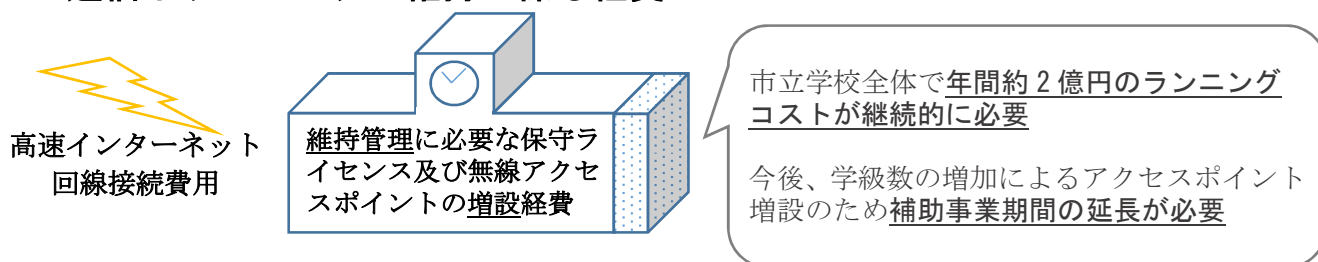
国の G I G A スクール構想を実現し、1 人 1 台端末環境を維持していくためには、自治体の負担が大きく、必要台数全てに係る費用全額について継続的かつ十分な財政措置を講じることが必要です。

【G I G A 端末整備（約 11 万 7 千台）の経費】



- ・ 端末更新時には必要台数全てを補助対象とし、補助単価の引き上げが不可欠
- ・ 令和 6 年度に予算を編成するため、今後の方針を早期に示してもらう必要がある。

■ 通信ネットワークの維持に係る経費



■ 令和時代のスタンダードな学校として

本構想については、「誰ひとり取り残すことのない、個別最適化された学びの実現」に向け、令和時代のスタンダードな学校として欠かせないものと捉えています。

・ 学習者用デジタル教科書等についても紙の教科書と同様に無償給与すること。
・ 特別教室を含む全ての教室においてデジタル教科書等が活用できるよう環境整備の補助事業期間を延長すること。

・ 義務教育段階において全国一律に実施する施策であることから、国の責任で行われるべきであり、地方交付税措置等による対応ではなく、後年度負担も含めて全額国費負担で措置すること。

教職員定数の改善と教育人材の確保について

【文部科学省】

■ 要請事項

- 1 小学校における教科担任制の更なる導入について、全校実施が可能となるよう、他の加配定数の振替によらずに基礎定数化する等の定数改善を行うこと。
- 2 支援を必要とする多様な児童生徒に対応するため、コーディネーターを担う教員の全校配置が可能となるよう基礎定数化、さらに、特別支援学級の学級編制の標準を特別支援学校と同等とする等の定数改善を行うこと。
- 3 年度の途中において産育休を取得する教員の代替教員の確保は、年度の後半になるほど困難になることから、年度の当初から前倒して任用する場合の定数の対象範囲を拡大すること。
- 4 将来を見据えた採用計画とするため、中学校における 35 人学級化について、早期に決定するとともに、教育人材の確保が困難な状況が続いていることを踏まえ、教員を志し、将来の学校教育を担う人材を増やすための効果的な施策を実施すること。

■ 要請の背景

- ティーム・ティーチング等による指導方法の工夫による効果を維持しつつ、義務教育 9 年間を見通した指導体制の確立や、小学校教員の持ちコマ数の軽減による更なる働き方改革の推進等の効果を見据え、既存加配定数の振替によらず、全ての小学校において教科担任制の導入を行う必要があります。
- 特別支援学級に在籍する児童生徒数の増加や障害の重度化、いじめや不登校、日本語指導を必要とする児童生徒への対応等支援を必要とするニーズの多様化を踏まえ、これらに対応してコーディネートする専門教員の配置が不可欠です。
- 年度の途中において、産育休を取得する教員の代替教員の確保は、年度の後半ほど困難であり、これらの人材を可能な限り早期に確保する必要があります。
- 一方、全国的に教員採用試験の受験者数、倍率が低下する中、当面児童生徒数が増加する本市では、35 人学級化による定数増も見込まれます。将来の学校教育を担う人材を増やすため、国において効果的な施策が実施される必要があります。

■ 本市における支援を必要とする児童生徒数の状況

(1) 日本語指導を必要とする児童生徒数の推移 (人)

年度	小学校	中学校	合計
元年度	441	150	591
2年度	520	167	687
3年度	637	154	791
4年度	733	147	880

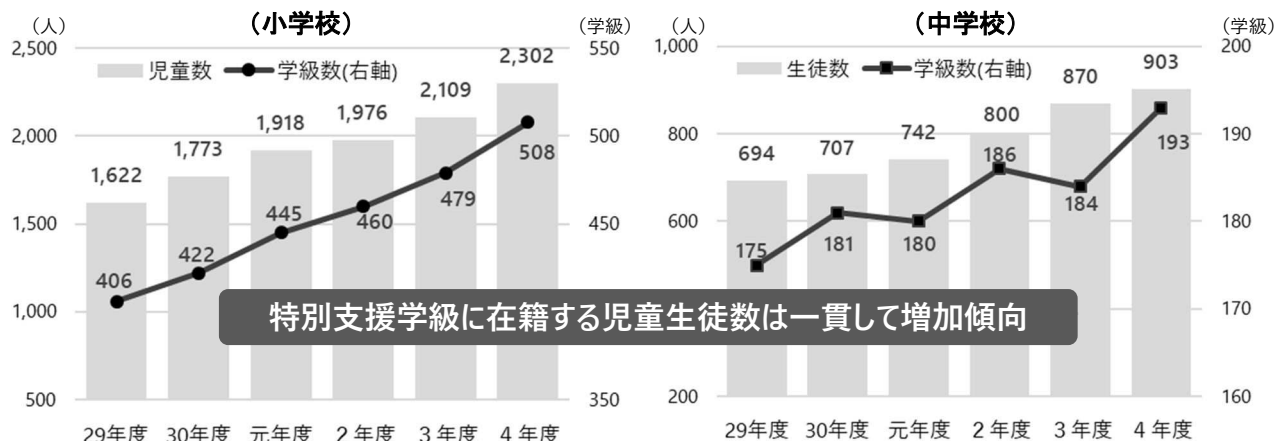
4年間で約1.5倍に増加

(2) いじめ認知件数の推移 (人)

年度	小学校	中学校	合計
29年度	1,923	253	2,176
30年度	2,973	263	3,236
元年度	4,027	349	4,376
2年度	3,688	260	3,948
3年度	4,056	275	4,331

平成29年度の約2倍

(3) 特別支援学級在籍者数及び学級数の推移



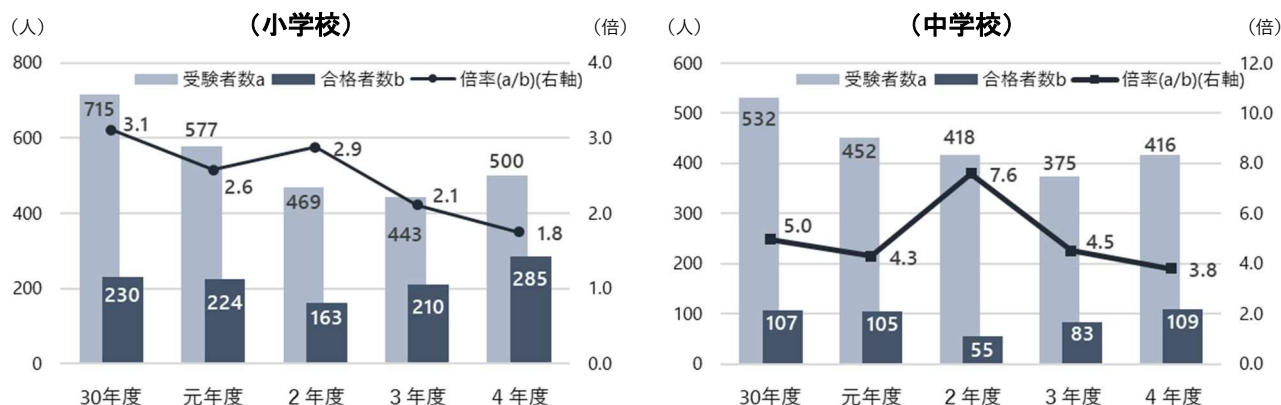
■ 年度途中における月別産育休取得者数の状況 (小・中学校)

年度\産休等始期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和元年度	20	8	11	14	16	13	17	12	7	10	14	13	155
令和2年度	23	16	9	12	16	4	12	11	9	6	12	12	142
令和3年度	17	20	24	14	16	15	18	10	8	11	10	14	177
	小学校	11	13	15	10	14	13	13	8	9	6	11	130
	中学校	6	7	9	4	2	5	2	1	2	4	3	47
令和4年度	13	19	19	9	11	15	15	3	13	15	16	17	165
	小学校	8	15	13	6	7	12	13	2	10	13	12	123
	中学校	5	4	6	3	4	3	2	1	3	3	5	42

年間を通して任用事由が発生

■ 本市における教員採用試験実施状況

特に小学校において人材確保が困難



全国都市緑化かわさきフェアの開催とその先を 踏まえた公園等整備事業について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 全国都市緑化かわさきフェア開催と、基盤となるコア会場の再編整備等を着実に進められるよう、必要な財政措置を講じること。
- 2 夢見ヶ崎公園などの緑化フェアの協賛・連携会場をはじめとする公園緑地について、更なる魅力づくりやライフサイクルコストの縮減に向けた遊具の長寿命化など、整備及び戦略的な維持管理・更新に必要な財政措置を講じること。

■ 要請の背景

- 令和6年度に全国都市緑化かわさきフェアを開催する本市においては、コア会場となる富士見公園、等々力緑地、生田緑地を中心に、新たなみどりの価値・魅力の創出や多様な主体との協働・共創の取組をより一層推進することとしています。
- 富士見公園、等々力緑地では、民間活力を導入し、防災・グリーンインフラ・健康づくりなど新たなニーズに対応した再編整備を進め、生田緑地では、生物多様性の確保や市民協働による緑地保全に向けた用地確保が必要です。
- 動物の飼育・展示を行っている夢見ヶ崎公園など、特色ある公園緑地においても、フェアを契機とした、様々なニーズに対応した公園の柔軟な利活用を促進する魅力的なオープンスペースの創出や、施設の戦略的な維持管理・更新により長寿命化を図ることが必要です。

■ 費用

- 令和6年度計画事業費
 - ・ 用地取得費 約 1.6億円（国費約 0.5億円）
 - ・ 整備費 約 26.0億円（国費約 13.0億円）
 - ・ 効果促進事業費 約 4.7億円（国費約 2.4億円）

第41回 全国都市緑化かわさきフェア

花と緑
の祭典

Green For All KAWASAKI 2024

みどりで、つなげる。
みんなが、つながる。

| 会場 | 富士見公園 | 等々力緑地 | 生田緑地 |
 秋 令和6年 10月19日(土)~11月17日(日)
 春 令和7年 3月22日(土)~4月13日(日)

主催 | 川崎市・公益財団法人都市緑化機構 | 実施主体 | 川崎市市制100周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア実行委員会

Colors, Future!
KAWASAKI 100th

川崎の未来づくりを、さあいっしょに。

Green For All
KAWASAKI
2024

<緑化フェアコア会場位置図>



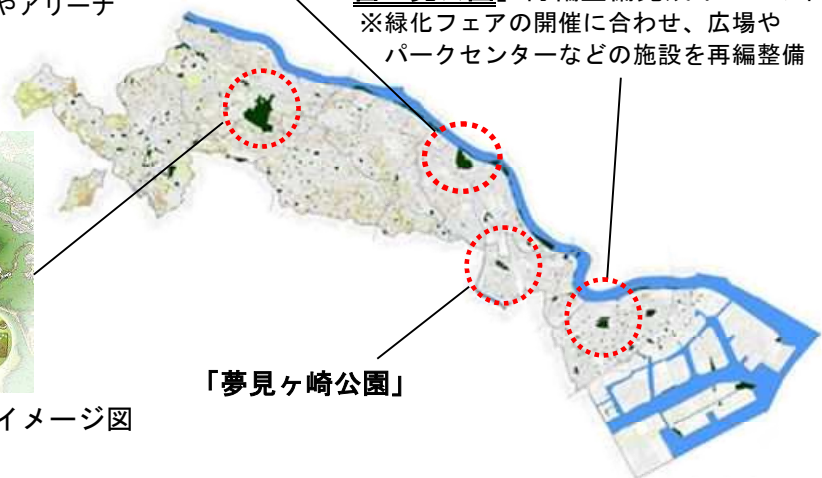
「等々力緑地」再編整備完成イメージ図
※緑化フェア終了後、陸上競技場やアリーナなどの施設を再編整備



「富士見公園」再編整備完成イメージ図
※緑化フェアの開催に合わせ、広場やパークセンターなどの施設を再編整備



「生田緑地」の緑化フェア開催イメージ図
※用地取得など



「夢見ヶ崎公園」

<主な事業スケジュール>

	令和6年度	令和7年度	令和8年度～
緑化フェア	会場準備等	緑化 フェア 開催	
富士見公園	会場整備等		再編整備
等々力緑地	会場整備等		再編整備
生田緑地	会場整備等		整備等
夢見ヶ崎公園	管理棟整備等		再編整備
公園施設の 長寿命化			公園施設更新

この要請文の担当課／建設緑政局緑政部みどりの保全整備課	TEL 044-200-2390
建設緑政局緑化フェア推進室	TEL 044-200-1736
建設緑政局富士見・等々力再編整備室	TEL 044-200-2417

緑地保全事業について

【国土交通省】

■ 要請事項

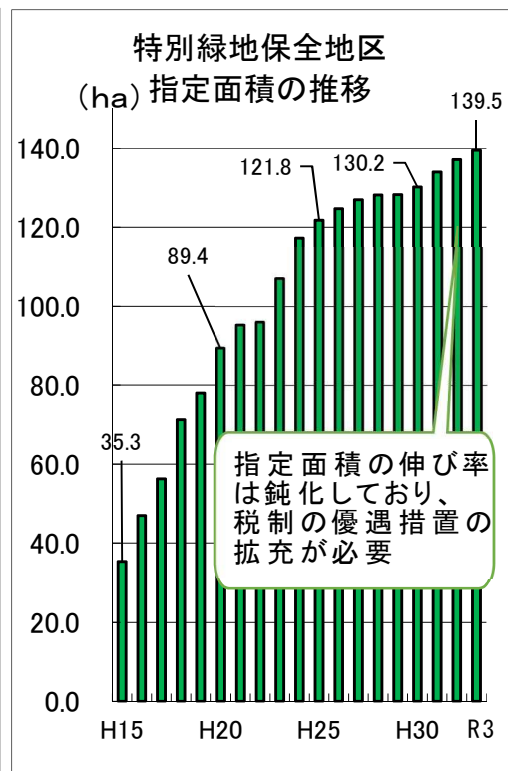
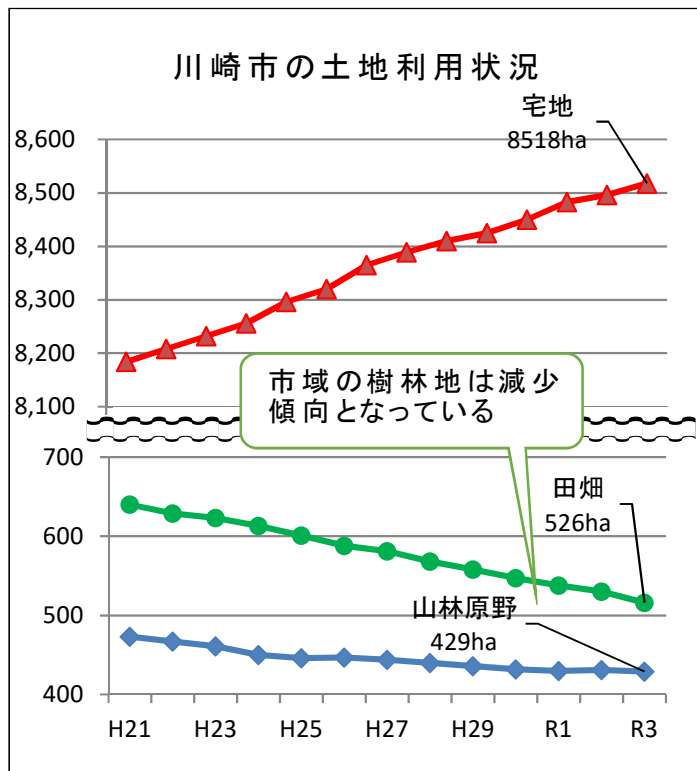
- 1 緑地保全事業は、市民の健全な生活環境の確保に加え、生物多様性の保全や地球温暖化対策等の推進に寄与することから、緑地の買入れや、保全緑地の更なる利活用などに対する必要な財政措置を講ずること。
- 2 保全緑地の再生や樹木の維持管理に対する財政支援制度を構築すること。
- 3 緑地の減少に歯止めをかけるため、緑地保全に係る相続税等の負担軽減措置や、相続税における物納制度の柔軟な運用等、税制上の優遇措置を拡充すること。

■ 要請の背景

- 本市では、都市景観の向上、市域の緑のネットワーク形成、生物多様性の保全、地球温暖化の抑制、ヒートアイランド現象の緩和、緑地の持つレクリエーション効果による市民の健康向上、グリーンインフラの形成等に向け、緑の基本計画に基づき、市域の骨格を形成する多摩丘陵の保全に向けて取組を進めています。
- 本市では保全緑地の利活用と健全な樹林地環境の保全の好循環を創出する取組を進めており、市民等との協働による保全管理活動を進める一方、管理施設や斜面地の安全対策を図る施設等の整備が必要となっています。
- 大径木化した樹木を中心にナラ枯れの被害が拡大していることから、樹木の萌芽更新や持続的な林床管理など保全緑地の再生や、生物多様性を保持させる樹木管理を行うための財政支援制度が必要となっています。
- 本市は、首都圏の中心部に位置しており土地需要が旺盛であり、相続時における土地利用転換などにより、市域の樹林地は減少傾向となっていることから、相続税などの税制の優遇措置の拡充が必要となっています。

■ 費用

- 令和6年度計画事業費 約11.0億円（国費 約4.0億円）
- ・ 特別緑地保全地区用地取得費 約2.6ha 約9.0億円（国費 約3.0億円）
- ・ 特別緑地保全地区整備費 約2.0億円（国費 約1.0億円）



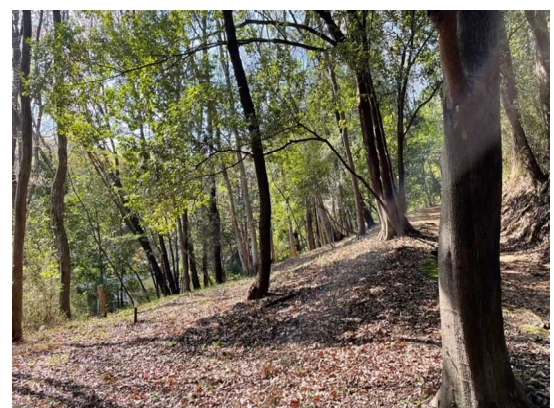
斜面安定整備工事
(生田榎戸特別緑地保全地区)



保全緑地の利活用
(王禅寺四ツ田特別緑地保全地区)



市民協働による保全管理活動
(久末イノ木特別緑地保全地区)



里山の風景
(西黒川特別緑地保全地区)

緑地保全の取組を着実に進めるための必要な財政措置を講ずること

この要請文の担当課／建設緑政局緑政部みどりの保全整備課 TEL 044-200-2381

羽田空港新飛行経路の運用に関する騒音・振動対策等の強化について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 羽田空港の新飛行経路運用について、地元住民や研究機関等から騒音・振動の影響を危惧する意見があることを踏まえ、騒音影響の大きい機材のB滑走路運用の見直し等や、現在、復便が進んでいる中、小型機材の更新等を含めた更なる騒音・振動軽減対策を図ること。
- 2 防音工事助成制度について、殿町周辺地域は他地域と比べ、極めて大きな騒音値を計測していることから、住宅、学校、病院等に対する助成制度の見直しを図ること。また、殿町国際戦略拠点の研究施設等も助成対象に含め、復便状況や地元意見に応じ、現状把握や専門家による科学的調査など必要な対応を行うこと。
- 3 騒音測定局を活用し、住宅地への影響把握及び市民への情報提供を行うこと。
- 4 コンビナート地域や住宅地等の上空飛行における安全対策の強化を図ること。

■ 要請の背景

- 本市に騒音影響等があるB滑走路から西向きへ離陸する新飛行経路については、他地域と比べ極めて大きな騒音が発生し、大型機の一部では国の推計平均値91dBを上回る騒音が複数回計測されています。また、減便下でも騒音影響が続いていたことから、騒音影響の大きい機材のB滑走路からの離陸運用の見直し等や離陸頻度の高い小型機材の更新など、より一層の騒音・振動対策の強化を行う必要があります。
- 殿町周辺地域は、特に南風運用が多い時期に極めて大きな騒音が生じており、経路周辺の住民からは、対策を求める意見が毎年寄せられているため、助成制度の見直しが必要です。また、殿町国際戦略拠点の研究施設等も助成対象に含めるとともに、研究施設等からは復便による影響を懸念する意見があるため、現状把握や必要に応じて専門家による科学的調査などの対応が必要です。
- 落下物防止対策や、安全運航に必要な対応の強化について、国が責任を持って行う必要があります。

■新飛行経路

B滑走路西向き離陸
⇒南風運用(年間の約4割)
運用時間:15時~19時のうち3時間
1時間あたり20便程度



・殿町国際戦略拠点の隣接エリア及び東海道貨物支線の内陸側に住宅が多く立地
⇒増設した騒音測定局を活用し、騒音影響のきめ細かな把握及び情報提供を行うこと

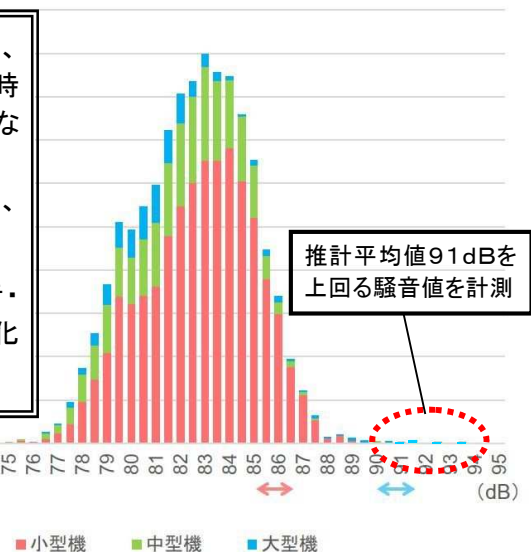
■騒音測定局(国立医薬品食品衛生研究所)の測定結果(令和4年4月1日~令和4年10月31日)

	実測値の平均 (R4.4.1~R4.10.31)	説明会等でお示した 推計平均値※1
大型機	82.8	91
中型機	82.8	—
小型機	83.6	86
全体	83.4	—

※1 住民説明会等でお示した推計平均値のうち、本測定局における想定高度や想定経路からの側方距離に対応する値

Lden	平均 (R4.4~R4.10)	※2 航空機騒音を音の大きさ、継続時間、発生した時間帯の3要素で評価する指標。
※2	56.6	

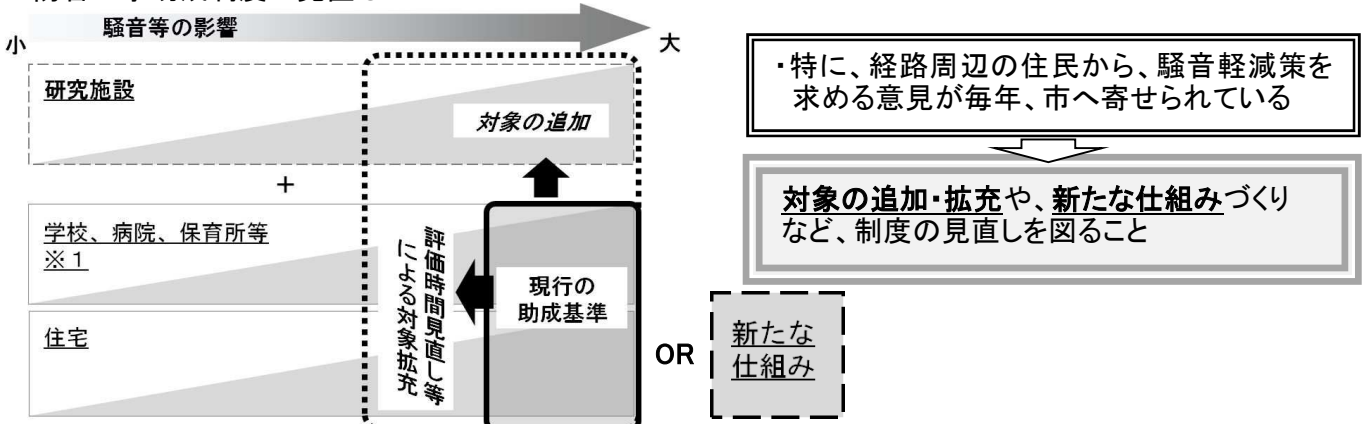
・他の地域と比べ、南風運用が多い時期に極めて大きな騒音を計測
・小型機材を含め、平均値が大きい
⇒より一層の騒音・振動対策の強化を図ること



●他地域における実測値平均(全体)上位3地点

- ・羽田小学校(大田区、B離陸): 72.7dB(Lden46.5)
- ・高輪台小学校(港区、C着陸): 72.6dB(Lden49.0)
- ・南都下水道事務所(品川区、A着陸): 75.2dB(Lden47.1)

■防音工事助成制度の見直し



※1: 2018年4月に教育施設等の対象施設の追加及び評価時間の見直しを実施

この要請文の担当課/まちづくり局交通政策室 TEL 044-200-2717

住宅・建築物等の総合的な耐震対策等による安全・安心に暮らせるまちづくりの推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

建築物等の耐震化をはじめとした総合的な耐震対策や密集市街地の改善、高齢者等の居住の安定確保に向けて、必要な制度拡充や財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 住宅・建築物の耐震化については、特に耐震化率の低い木造戸建住宅と耐震化の重要性の高い沿道建築物について、重点的に取組を進めており、着実に効果が表れていることから、引き続き十分な財政措置が必要です。また、衛星による崖の変動観測等を行うなど、宅地の安全対策を促進しており、こうした新技術を活用した取組等が助成対象となるよう一層の制度拡充が必要です。
- 本市では、火災延焼被害が広い範囲に想定されていることから、大規模地震発生時に人的・物的被害が大きく、重点的な対策の優先度が極めて高い地区を不燃化重点対策地区とし取組を進めています。この様な自治体での取組に沿うような助成内容に拡充するなど一層の制度拡充が必要です。
- 高齢者や障害者、子育て世帯等の居住の安定確保に向け、公営住宅の整備・改善など、安全・安心な暮らしを支える良質な住宅の供給に向けた取組の推進が必要です。

■ 費用

- | | |
|------------------|---------------------|
| ○ 令和6年度計画事業費 | 約66.6億円（国費 約28.9億円） |
| ・ 住宅・建築物等の耐震対策事業 | 約7.8億円（国費 約3.0億円） |
| ・ 密集市街地の改善事業 | 約1.2億円（国費 約0.6億円） |
| ・ 公営住宅整備事業等 | 約57.6億円（国費 約25.3億円） |

■ 効果等

- 住宅・建築物等の耐震性、耐火性向上による安全性の確保
- 良質な住宅の供給による高齢者、障害者、子育て世帯等の居住の安定

高規格堤防の今後の整備区間における着実な整備の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

高規格堤防整備事業について、戸手地区の早期完了に向けた上流部の事業推進、河港水門周辺地区の治水安全度の向上を目指した事業推進、殿町地区における土地利用更新等の機会を捉えた機動的な対応など、着実な整備の推進を図ること。

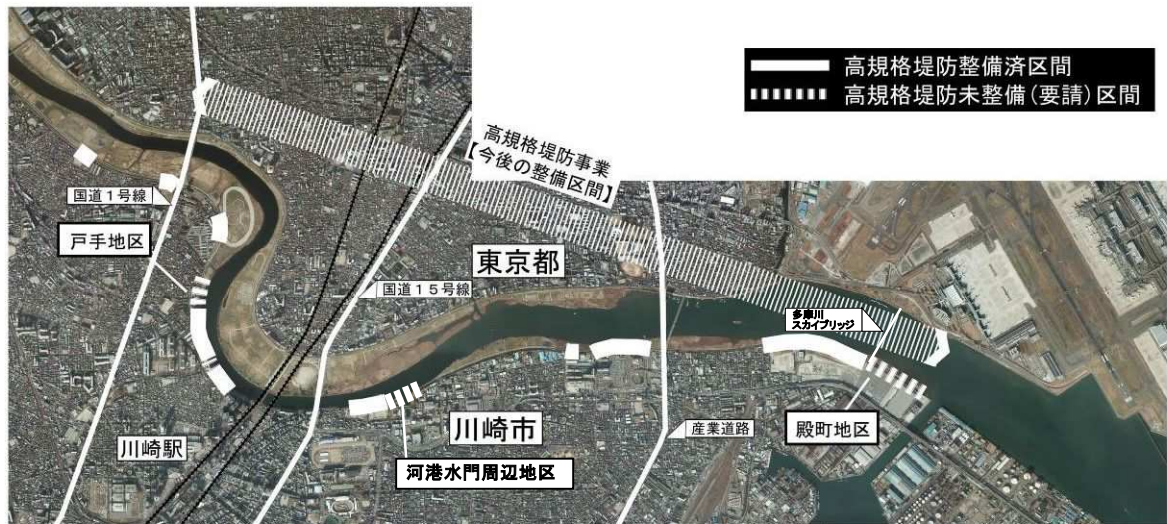
■ 要請の背景

- 高規格堤防については、平成23（2011）年12月の第7回「高規格堤防の見直しに関する検討会」において、人口が集中した地域で、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間に大幅に絞り込んで整備するとされ、多摩川については、下流域から国道1号線付近までが今後の整備区間として位置付けられました。
- 戸手地区は、高規格堤防の整備を前提としたまちづくりが進められており、台風による冠水被害などが度々生じていますが、仮に、堤防が決壊すると川崎駅周辺地区などで甚大な人的被害が発生する恐れがあるなど、整備緊急度の高い地域であるため、残る上流部についても早期に整備を完了する必要があります。
- 河港水門周辺地区については、令和元年東日本台風の際に河港水門からの越水等による浸水被害があったことを踏まえ、同地区の治水安全度の向上を図るため、高規格堤防整備を推進していく必要があります。
- 殿町地区については、国際戦略総合特区等の指定を受け、世界的なイノベーション創出拠点の形成が進んでいるところです。未整備区間においても既に施設の整備が行われている状況ではありますが、同地区の治水安全度の向上を図るためにも、土地利用の更新等の機会を捉えて、機動的に対応していく必要があります。

■ 効果等

- 高規格堤防の整備により、周辺地域全体の治水安全度の向上が図られます。
- 高規格堤防の整備に併せたまちづくりにより、良好な住環境の形成が図られます。

戸手地区・河港水門周辺地区・殿町地区（位置図）



戸手地区



戸手地区（上流部）

※令和元年東日本台風による被害状況



河港水門周辺地区



殿町地区



今後の整備区間として位置付けられた多摩川右岸（戸手地区、河港水門周辺地区、殿町地区）の高規格堤防整備事業について、着実な整備の推進を図ること。

この要請文の担当課／まちづくり局市街地整備部地域整備推進課 TEL 044-200-2730
建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2901

河川管理施設の老朽化対策について

【国土交通省】

■ 要請事項

河川管理施設の計画的な老朽化対策を推進するため、当初予算による必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 本市の維持管理する河川延長は約 38km ありますが、そのうち、約 6 割が改修後、概ね 50 年を過ぎて施設の老朽化が顕著となっており、首都圏における東海地震や関東直下型地震発生の切迫性の指摘などを踏まえ、河道の治水安全度を確保し、局地的集中豪雨による洪水や地震などの災害に備える必要があります。
- 本市では、年間約 2 億円の予算で日常の維持管理を行っておりますが、老朽化した河川管理施設の修繕や更新を適切に行っていくための新たな財政措置が必要です。
- 老朽化の進んだ護岸等の施設では、治水安全度の確保や家屋の密集した都市河川の特徴から、耐震性等の機能向上を考慮した施設の更新が必要となっています。
- 本市での老朽化等の顕著な事例として、一級河川平瀬川では護岸変状が確認されたことから、治水安全性を確保するために、耐震性等の機能向上を図る改築工事を実施しています。
- 平瀬川においては、令和 3 年度より施設機能向上事業として補助化されましたが、引き続き、事業を円滑に進めるためには、当初予算による計画的な財源確保が必要です。

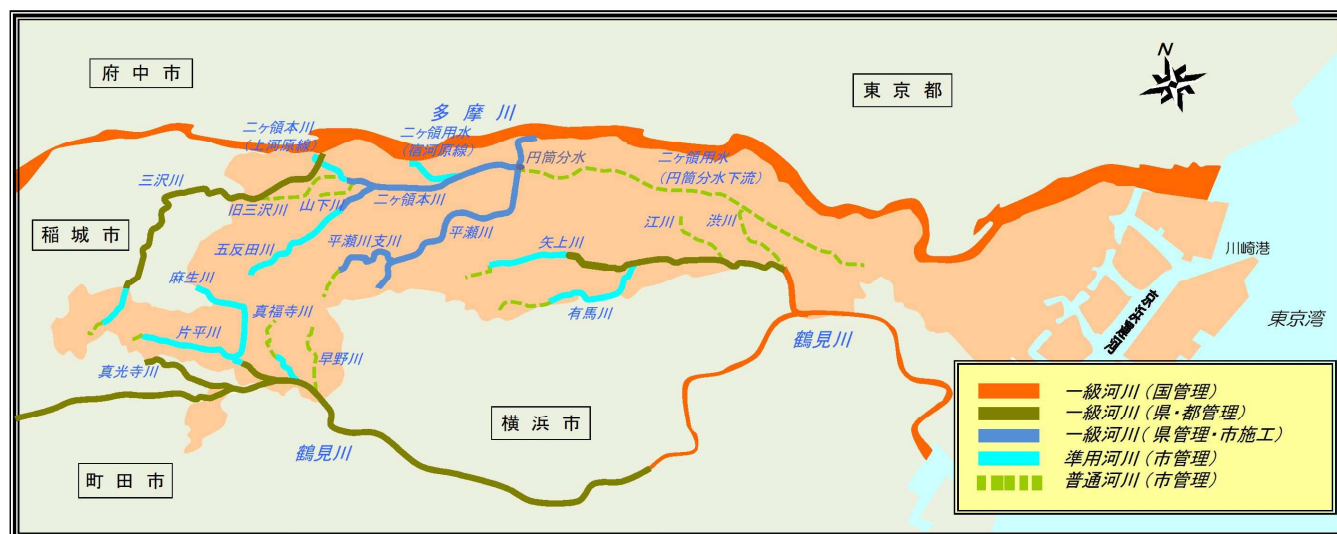
■ 費用

- 令和 6 年度計画事業費 約 3. 0 億円（国費 約 1. 5 億円）

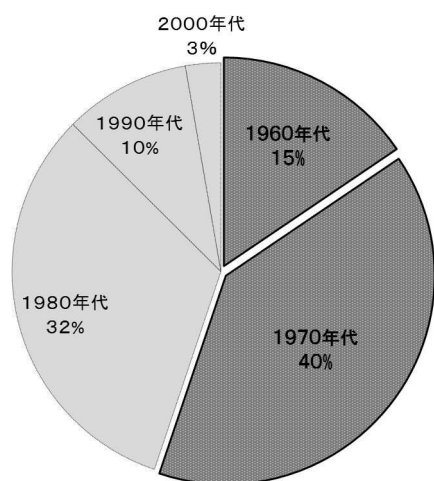
■ 効果等

- 計画的に維持補修・更新することで、施設の長寿命化及び機能向上を図り、治水安全性をはじめ、河川機能の維持が可能となります。

川崎の河川

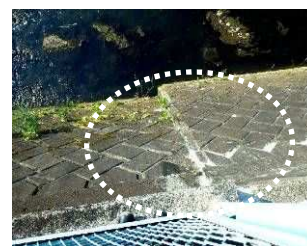


〔河川整備年代〕

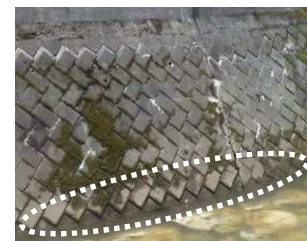


約6割(約 21km)が築 50 年以上

〔老朽化の状況〕



変状による護岸施設の見直し



護岸背面部の空洞

護岸の変状(ブロック隙間の拡大)

〔一級河川平瀬川の護岸更新〕

市費対応の区間



鋼管杭の打設



完成箇所



仮設構台の築造



鋼管杭の打設

河川管理施設の老朽化対策を計画的に推進するため、当初予算を含めた必要な財政措置を講ずること

この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2906

水道管路更新・耐震化の推進について

【厚生労働省】

■ 要請事項

災害発生時に被害を受けやすい非耐震管路の更新・耐震化及び老朽化した基幹管路の更新を推進することについて、必要な国庫補助制度における採択基準の緩和及び財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 昭和40年代に集中的に整備された水道管路は、更新時期を迎えており、大規模災害時においても市民生活に欠かせない水道の供給を継続するため、老朽化した非耐震管路の更新を継続的に実施し、耐震化を推進することが必要です。
- 川崎市では送水・配水本管などの基幹管路は主に溶接鋼管を採用しており、耐震化率は高いものの老朽化が進んでいることから、老朽管路の更新を推進することが必要です。
- 今後、更なる水道管路の耐震化対策等を推進していくためには、多額の事業費を要しますが、本市をはじめ大都市の水道事業者の大半は、管路更新に係る補助金の採択基準の水道料金より低い料金設定であることなどから不交付となっております。
- 老朽化した基幹管路の更新は、中大口径管路であるため特に多額の事業費を要するものです。将来の水需要予測に基づく適正施設規模での施設更新等、経営の効率化に努めたとしても、事業費の財源の多くを水道料金で賄うことは、使用者の負担増加を招き、極めて困難な状況であることから、採択基準の緩和及び所要の財政措置が必要です。

■ 費用

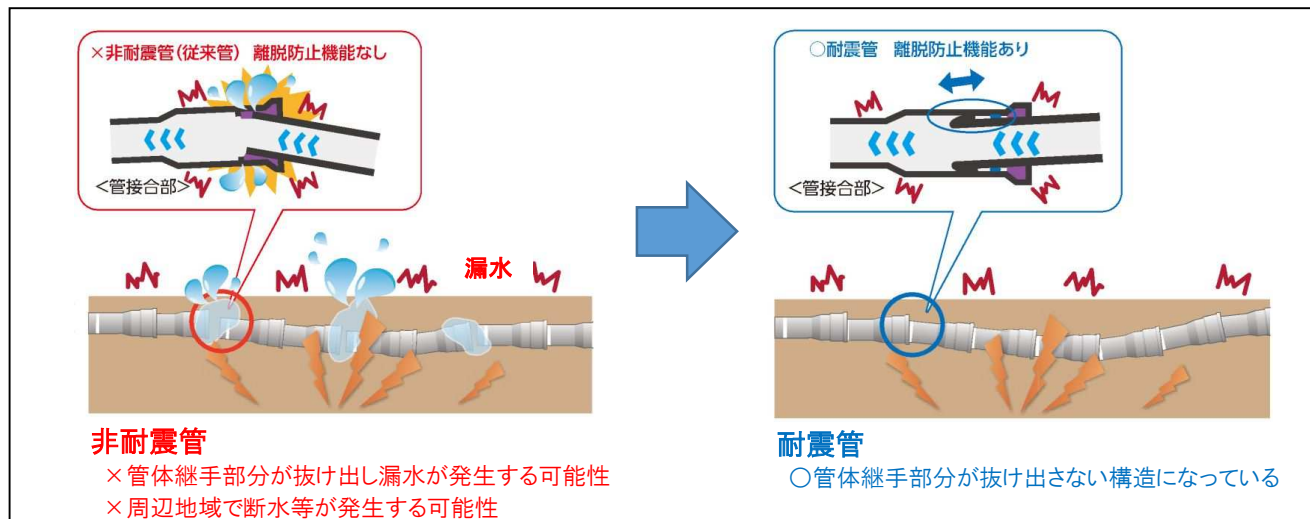
- 令和6年度計画事業費 約106億円

● 管路の耐震化について

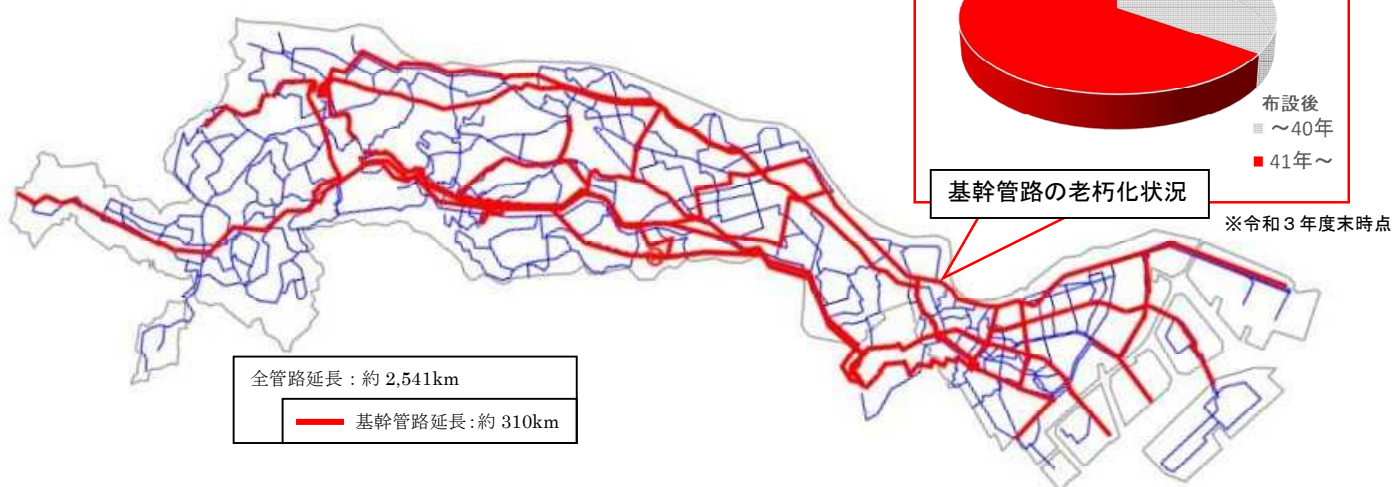
全管路延長（約 2,541km）のうち耐震管
は**約 39%**（約 987km）と少ない



管路の耐震化を推進する必要がある



● 基幹管路の更新について



基幹管路（約 310km）のうち**約 66%**（約 203km）
が法定耐用年数である 40 年を超過している



**老朽化した基幹管路の更新を
推進する必要がある**

**水道管路の更新・耐震化及び老朽化した基幹管路の更新
を推進するために必要な財政措置を講ずること**

工業用水道管路更新の推進について

【経済産業省】

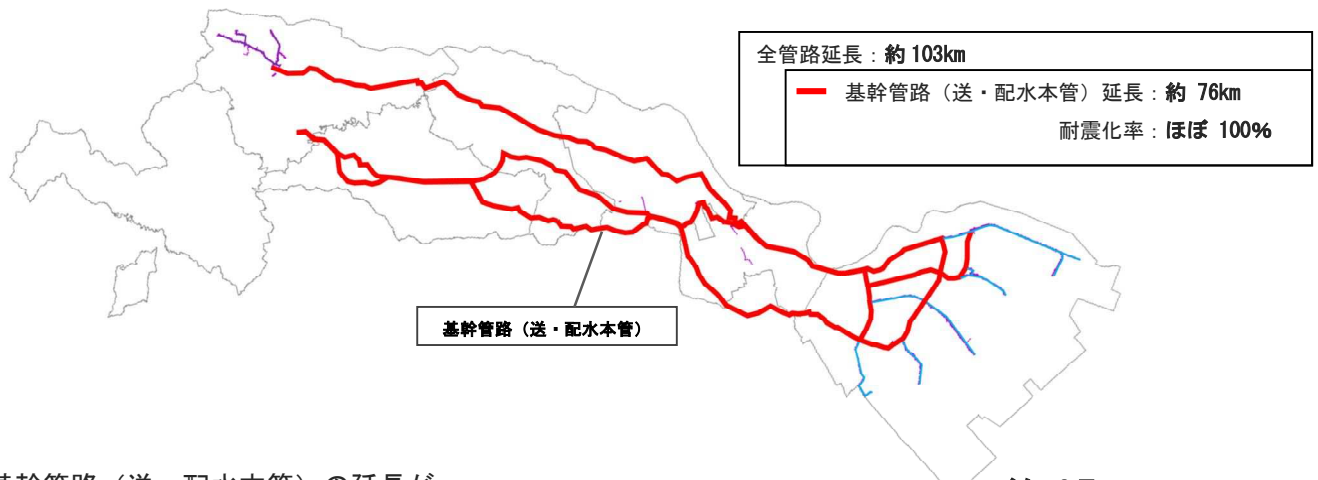
■ 要請事項

老朽化した基幹管路の更新を推進することについて、必要な国庫補助制度における採択基準の緩和及び財政措置を講ずること。

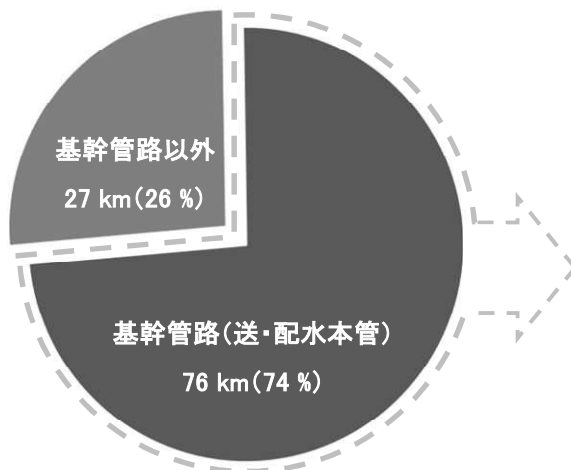
■ 要請の背景

- 川崎市の工業用水道は、わが国初の公営工業用水道事業として、昭和12（1937）年に給水を開始し、数次の拡張事業などにより安定給水の確保に努めてきましたが、拡張期に整備した管路の多くが、更新時期を迎えています。
- 基幹管路である送・配水本管は、耐震性を有する溶接鋼管を採用しており耐震化率は、ほぼ100%と高いものの、主に拡張期に整備したことから、老朽化率（法定耐用年数超過率）は約95%（令和3年度末時点）となり、老朽化に伴う漏水事故が懸念されます。
- 基幹管路延長は、全管路延長の約74%（令和3年度末時点）を占めており、更新費用が莫大となるため、計画的に更新を行う必要があります。
- このような中、令和4（2022）年1月の補助金交付要綱改正により採択基準が変更され、対象事業が「強靱化事業」の耐震化、浸水、停電対策に限定されましたが、本市の管路は既に、ほぼ耐震化されていることから補助対象となりません。
- 今後も、工業用水道の安定供給を継続するために、基幹管路の更新を推進していく必要がありますが、将来の水需要予測に基づく適正施設規模での施設更新等、経営の効率化に努めたとしても、事業費の財源の多くを料金で賄うことは、利用者の負担増を招き、極めて困難な状況であることから、採択基準の緩和及び所要の財政措置が必要です。

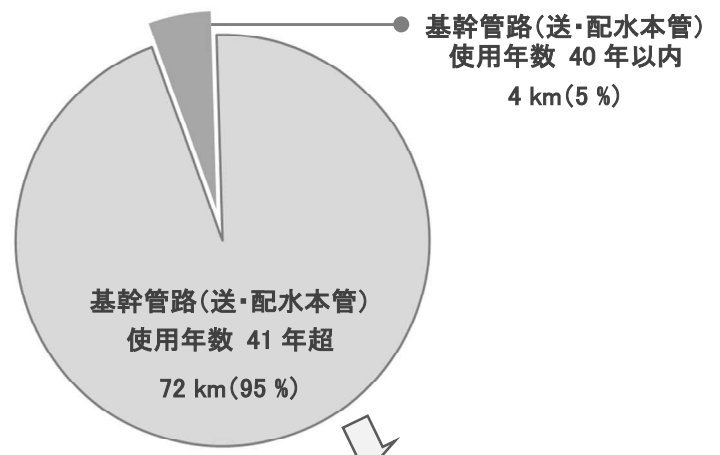
● 基幹管路（送・配水本管）の更新について



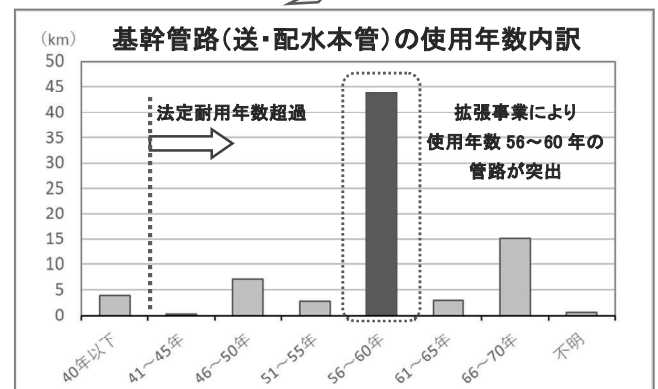
◆ 基幹管路（送・配水本管）の延長が
全管路延長（約 103km）のうち約 74%



◆ 基幹管路（約 76km）のうち約 95%が
法定耐用年数 40 年を超過



老朽化した基幹管路の更新について
計画的に推進していく必要がある。



※令和 3 年度末時点

工業用水道の老朽化した基幹管路の更新を
推進するために必要な財政措置を講ずること

下水道整備事業の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 水害に強いまちづくりを実現するための浸水対策や令和元年東日本台風を踏まえた災害防止に向けた取組について必要な財政措置を講ずること。
- 2 大規模地震などの災害時においても下水道機能を確保するための下水道施設の耐震化や、快適な市民生活を支える下水道施設の改築等について、必要な財政措置を講ずること。
- 3 地球温暖化対策の推進や健全な水環境を確保するため、温室効果ガス排出量の削減、省エネ・創エネの導入や高度処理化の推進に必要な財政措置を講ずること。
- 4 国庫補助の対象となる主要な管きよの範囲について、指定都市と一般市との格差是正を図ること。

■ 要請の背景

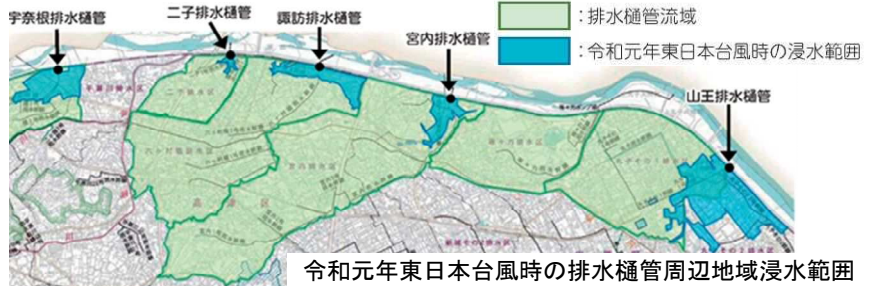
- 気候変動の影響により激甚化・頻発化する浸水被害を防止・最小化するため、浸水リスクの高い「重点化地区」などにおける継続的な事業の推進が求められるとともに、令和元年東日本台風など、近年の災害を踏まえた対策にも集中的に取り組む必要があることから、継続的な財政措置が必要です。
- 下水道施設の耐震化は、大規模地震発生時にも市民生活への影響を最小限に抑えるために必要であり、また、下水道施設の改築は、耐用年数を超過する施設の急増が見込まれるなか、防災・安全対策や公衆衛生の観点から重要な取組であり、交付対象範囲や継続的かつ確実な財政措置の拡充が必要です。
- 下水道事業による温室効果ガス排出量は、川崎市役所の活動の中で大きなウェイトを占めており、その削減に向けた多様な環境対策が必要であるほか、東京湾の水質改善のためには、高度処理事業の推進が必要であることから、これらに対する継続的な財政措置が必要です。

■ 費用

- 令和6年度計画事業費 約220億円（国費 約80億円）

浸水対策

令和元年東日本台風時に排水
樋管周辺地域で浸水被害発生



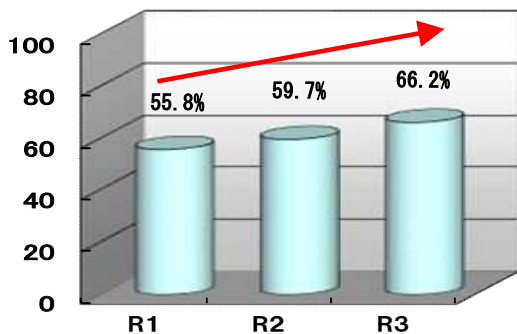
- 令和元年東日本台風を踏まえた浸水対策
- 【短期対策】樋管ゲート改良など（R1～R2）
 - 【当面の対策】バイパス管整備など（R3～R5）
 - 【中期対策】ポンプゲート設備の整備（R7～）
 - 【長期対策】ポンプ場新設など

- 重点化地区における浸水対策
- 10年確率降雨（時間雨量 58mm）への施設整備を実施
- ・三沢川地区（H30～R13）、土橋地区（R2～R7）
 - ・京町、渡田、川崎駅東口周辺、大島、観音川地区は、一体的に大規模な対策を実施（R7～）

水害に強いまちづくりの実現には継続的な取組が必要

重要な管きよの耐震化

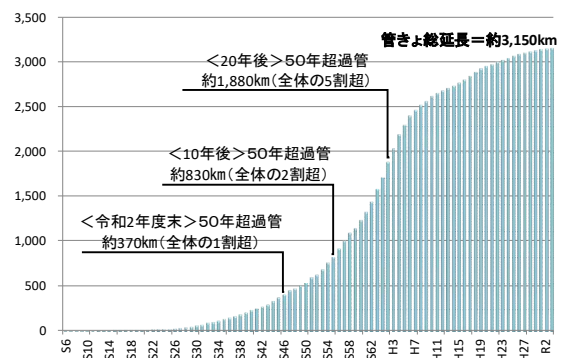
避難所や重要な医療機関と水処理センター
とを結ぶ重要な管きよの耐震化率



下水道の強靱化に向け継続的に対策が必要

下水管きよの再整備

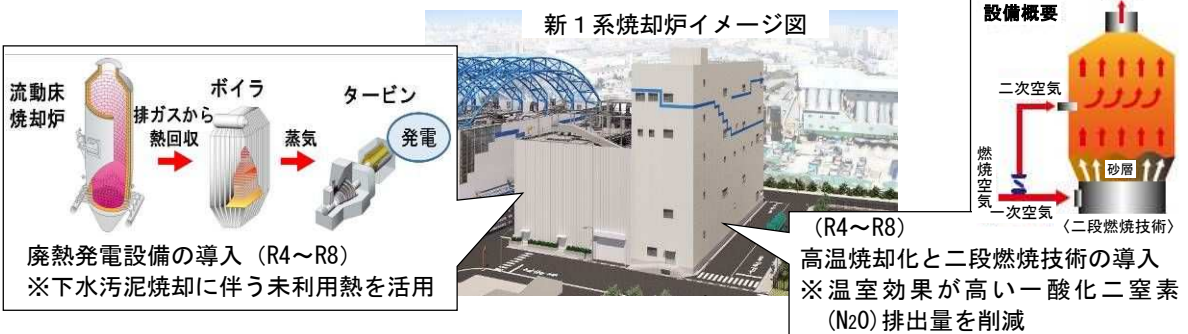
下水道管きよの年度別累計延長



改築が必要となる下水管きよは今後急増

地球温暖化対策

- 入江崎総合スラッジセンター汚泥焼却炉の再構築



脱炭素社会の実現に向け温室効果ガスの削減及び省エネ・創エネの導入が必要

自然災害への対応、老朽化対策、地球温暖化対策など
下水道事業の推進に必要な財政措置を継続的に講ずること